

省エネ改修アドバイザー遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、建築物の省エネ改修サポート制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく省エネ改修アドバイザーが実施する簡易診断及び建築物のエネルギー性能の向上に向けた各住宅の所有者等へのアドバイス（以下「簡易診断等」という。）において、遵守すべき事項を定めることにより、簡易診断等の適正性及び公正性に対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、建築物の省エネ改修サポート制度の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動)

第2条 省エネ改修アドバイザーは、長野県（以下「県」という。）における建築物の地球温暖化対策を推進し、簡易診断等に係る倫理の保持を図るため、(1)から(4)までの事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 省エネ改修アドバイザーは、簡易診断等を受ける住宅の所有者等（以下「依頼者」という。）に対して、簡易診断等の適正、公平性及び中立性を保つために必要な情報を開示し、専門家として活動するよう努めなければならない。
- (2) 省エネ改修アドバイザーは、簡易診断等において知り得た依頼者の秘密を守り、節度ある行動をしなければならない。
- (3) 省エネ改修アドバイザーは、その立場を濫用し、また、虚偽、誤解を招くような行為等により、特定の業務についての情報提供や勧誘活動をしてはならない。
- (4) 省エネ改修アドバイザーの業務は、自己及び実施要綱に基づく省エネ改修サポート事業者である者（以下「監督者」という。）の責任において簡易診断等を実施していることを自覚するとともに、監督者の指示の下に簡易診断等を遂行し、かつ、依頼者に対してもその旨を適切に伝えること。

(情報の管理)

第3条 省エネ改修アドバイザーが収集する情報は、簡易診断等に必要な最小限度のものとし、その情報は簡易診断等及び監督者への実績の報告以外の使用を禁止するとともに、保有の必要のない情報は、速やかに消去し、それらの文書は破棄しなければならない。

- 2 省エネ改修アドバイザーが簡易診断等で取り扱う個人情報、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めること。
- 3 省エネ改修アドバイザーは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1項から第3項の規定は、省エネ改修アドバイザーの登録に係る効力を失った後、又は取消しの処分後においても、同様とする。

(簡易診断ツールの管理)

第4条 省エネ改修アドバイザーは、県から監督者に提供され、自己が簡易診断等で使用する簡易診断ツールについて、有償・無償に関わらず、県に無断で第三者に提供してはならない。

- 2 省エネ改修アドバイザーが使用する簡易診断ツールは、その取扱いに十分留意し、漏えい、改変及び無断複製の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 省エネ改修アドバイザーは、その監督者の監督下を離れ、又はその登録に係る効力を失った時

は、自己が使用する簡易診断ツールの全てを廃棄しなければならない。

4 第1項から第3項の規定は、省エネ改修アドバイザーの登録に係る効力を失った後、又は取消しの処分後においても、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 省エネ改修アドバイザーは、その監督者、他の省エネ改修アドバイザーや実施要綱に基づく他の省エネ改修サポート事業者及び県の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(依頼者との関係における禁止事項)

第6条 省エネ改修アドバイザーは、依頼者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 情報の提供(家屋内への立ち入りを含む。)を強要すること。
- (2) 特定の改修工事の実施や製品の購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うこと(依頼者からの個別の依頼や相談による場合を除く。)
- (3) 政治活動、宗教活動、その他簡易診断等と関わりのない行為を行うこと(依頼者からの個別の依頼や相談による場合を除く。)
- (4) その他依頼者の意に反する行為を行うこと。

(金品等授受の禁止)

第7条 省エネ改修アドバイザーは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 依頼者から診断料(テキスト代その他を含む。)や参加費など費用を徴収すること(実施要綱第5条第3項に該当する場合を除く。)
 - (2) 依頼者から贈答品、金銭及び物品を受けること。
 - (3) 依頼者に対し、贈答品、金銭及び物品(監督者が広く一般に配布するための記念品を除く。)を提供すること。
 - (4) 依頼者と飲食を共にすること(依頼者を訪問した時に、依頼者から提供される茶菓の提供を受けることを除く。)
- 2 県は、省エネ改修アドバイザーが第1項の規定に反し、依頼者から不当な利益を得た場合は、その返還を命じることができる。